

「学校から社会への移行期」における教育福祉と学校改革

—「総合教育政策」の可能性を求めて—

辻 浩

1 教育福祉の三層と本論の課題

(1) 教育福祉の三層

教育福祉は貧困や障害、差別などによって教育を受ける権利が十分に保障されていないことに注目し、それを克服することをめざす概念である。このことを本格的に論じた小川利夫は、教育福祉を次のように定義している¹⁾。

教育福祉は、今日の社会福祉とりわけ児童福祉サービスのなかに、実態的にはきわめて曖昧なまま放置され、結果的には軽視され剥奪されている子ども・青年さらに成人の学習・教育権保障の体系化をめざす概念である。したがって、教育福祉は、今日すでに定説化された概念ではない。しかし、それはたんに操作的な概念ではなく、きわめて実践的な実体概念として、日本でも近年新しい学際研究上の専門用語として用いられ始めている。

ここでは教育福祉は「子ども・青年さらに成人の学習・教育権保障の体系化をめざす概念」とされている。しかし、「とりわけ児童福祉サービスのなかに、実態的にはきわめて曖昧なまま放置され、結果的に軽視され剥奪されている」と書かれているように、子ども・青年の教育権保障に軸足を置いている。そのことは、小川が教育福祉を提起する上で、夜間中学や貧困児童、児童養護施設入所児童、農村の女性と子ども、集団就職者、勤労青年の生活と教育についてのフィールド調査を行ったことや²⁾、とりわけ、中卒集団就職者の自立支援や児童養護施設入所児童の高校進学率の低さに注目したことからも理解されることである³⁾。

このように子ども・青年の教育権保障を中心に論じられた教育福祉を、筆者は社会福祉学部勤務していたこともあり、高齢社会の課題にまで拡大して、地域福祉の中の自己実現サービスや地域リハビリテーションを事例として論じたことがある⁴⁾。また、授業においても、教育福祉をすべての世代に広げる必要があるということ話をした。しかしその後、教育福祉が子ども・青年の課題を中心に論じられていることには、学校改革とりわけ中等教育の差別的構造に迫るという点で大きな意義があったのではないかと考えるようになった。そして、教育福祉を安易にすべての世代に広げることは、その意義を薄めることになるかもしれないと思い直した。そのようなことから、子ども・青年を中心にした教育福祉の今日的な課題を検討して、「学校教育福祉」と「地域教育福祉」に分け、学校教育福祉のうち「開かれた学校づくりにおける教育福祉」と地域教育福祉のうち「生活と地域からの教育改革としての教育福祉」を連携させることが必要であると指摘した⁵⁾。

そうしたところ、近年、障害のある青年の教育の課題として、中等教育と高等教育さら

には生涯学習を結びつけて、「学校から社会への移行期」という視点から実践が展開されていることに会った⁶⁾。先に示した定義のように、教育福祉は「きわめて実践的な実体概念として、日本でも近年新しい学際研究上の専門用語」となってきたことから、教育と福祉を連携させる必要は指摘されてきたが、ここでは教育の中の中等教育と高等教育と生涯学習を連携させて、「学校から社会への移行期」の学びのあり方への問題提起がなされている。このことを受け止めて、現時点で、筆者は教育福祉には次の三層があるのではないかと考えている。

- ①困難を抱えた子ども・青年が学校教育で十分に学べるようにする学校教育福祉
- ②中等教育と高等教育と生涯学習さらには社会福祉もかかわった「学校から社会への移行期」の教育福祉
- ③成人・高齢者が生活に必要な課題を学ぶ意欲と機会が保障される地域教育福祉

今日、ほぼすべての子どもが高校に進学し、大学と専門学校を合わせた進学率も80%を超えている。しかし、このような高い進学率の一方で、不登校や中途退学、引きこもり、新卒無業という状況が広がっている。また、進学率が高くなったとはいえ、不安定な状況の中で学んでいる学生も多く、雇用のあり方が変化して社会に出るハードルも高くなっている。そのような中で、「学校から社会への移行期」の教育が大きな課題になっている。

(2) 「学校から社会への移行期」の教育福祉と総合教育政策

学校教育福祉には、在学中の子ども・青年の教育権保障にかかわるさまざまな課題があり、地域教育福祉には、福祉的ニーズをもつ成人・高齢者の自己実現や主体形成という課題がある⁷⁾。しかし本論では、中等教育と高等教育と生涯学習がかかわる「学校から社会への移行期」の教育福祉について「総合教育政策」の可能性を考えることを課題とする。

2018年の文部科学省の組織改編によって、「学校教育・社会教育を通じた様々な視点から教育政策全体を推進（立案・実施・評価・改善）する中核的機能」を担う総合教育政策局が筆頭局として設置された。それまでの生涯学習局が廃止されたことにもなって、生涯学習を独自に充実させることが難しくなり、学校を支援することに生涯学習の役割が限定されることが懸念される一方で、初等中等教育局や高等教育局と連携して「総合教育政策」として、これまでにない生涯学習を展開できる可能性もある。

また、今日、社会福祉の領域で、困難を抱えた人の自立が課題となり、教育への関心が高まっている。その意味では、厚生労働省と文部科学省の連携という課題を俎上にあげる必要がある。その時、文部科学省の側では、総合教育政策局が窓口となって、狭い意味での生涯学習だけでなく、学校教育とも連携できる体制を整えておくことで、より有効な施策をつくることができる。その意味でも、「学校から社会への移行期」の教育福祉を中等教育と高等教育と生涯学習にまたがって構築していく必要がある。

ところで、「学校から社会への移行期」とは、高校から大学そして社会人になって間もない時期のことであり、年齢的には15歳くらいから30歳くらいの期間をさす。もちろんこの期間には個人差があり、たとえば、障害があったり、不適切な養育環境で育ったりした場合には、移行により多くの時間がかかることも考えられる。また、「学校から社会への移

行期」の教育福祉の課題は、次に述べるように多岐にわたるが、教育福祉論が注目してきた貧困と障害そして差別という問題を忘れてはならず、それらの問題が複合的になっていることも見逃してはならない。

2 「学校から社会への移行期」の教育福祉と総合教育政策の課題

(1) 不登校・高校中退者の学び直しの支援

「学校から社会への移行期」の学習という点では、まず、不登校や高校中退の人たちの学び直しの支援がある。今日の日本社会では、高校卒業という学歴は、社会に出るための最低限のものであり、それがあつて、大学や専門学校で学ぶ道も開ける。そのようなことから、高校を中退しても高校卒業という学歴は得たいと思ひ直す人は多く、若者支援の場で高校での学び直しをすすめられる人もいる⁸⁾。

このことにこたえるために、高校を卒業していない人の学力を証明するものとして、高等学校卒業程度認定試験がある⁹⁾。この試験は一定の学力がある人にとっては、合格することは比較的容易であるが、低学力の人にとっては難しいものになっている。そして、この試験に合格しても、自分の進路に合わせた大学や学部に進むための学力を身につけたい場合に、高校を辞めてしまうとそれが難しいという問題がある。このようなことに対して、総合教育政策として取り組むべき課題がある。

また、不登校や中退を経験した後、通信制の高校に通う人の場合、一人では勉強が続かないので、日常的に通えるサポート校を利用することがある。しかしサポート校は利用料が高い上に、交通費の負担も大変である。通信制高校は学校教育だけれど、サポート校は学校教育ではないことを考えると、生涯学習を含む総合教育政策としてこのことに取り組む必要がある¹⁰⁾。

さらに、義務教育を終えていない人のための夜間中学や自主夜間中学のことを考える必要がある。かつては、夜間中学には貧困の中で学校に行けなかった人や朝鮮半島から来た人、軽度の障害のある人が通っていたが、今日では、新しく日本に来た外国人や学力が身につけていないにもかかわらず形式的に中学校を卒業したことになっている人たちが通うことが増えてきている。正規の夜間中学は学校教育であるのに対して、ボランティアで運営されている自主夜間中学は社会教育・生涯学習である。義務教育機会確保法の成立によって、夜間中学が各県に1校は設置することがめざされているが、まだ設置されていないところが多い。また、夜間中学が設置されても、それが遠方であれば通うことができない。そのようなことから、自主夜間中学での学習成果を正規の夜間中学で認めていくような仕組みをつくることが求められている¹¹⁾。

(2) 不安定な状態で卒業する生徒の居場所の利用体験

高校に在学している生徒や卒業していく生徒にも課題がある。雇用のあり方が変わり、今日、大学や専門学校に進学しない生徒の中には、就職が決まらない状態で卒業していくことがある。また、劣悪な労働条件の中で転職をくり返したり、仕事を失ったりすることもある。そのような青年の中には、自分がどう歩んできてこれからどうすることができるのかという「自己の物語」を描くことが難しい場合がある。それだけに、このような青年を支援するためには、「自己の物語」が描けるように、断片的に経験していることをつな

いでいくことが必要である¹²⁾。

また、困難を抱えた青年を支援する「場」は、一人ひとりの存在をかけがえのないものとして受け止めつつ、必要な専門的な支援も行っていくという難しい課題に取り組む必要がある。このようなことを担う専門職養成がドイツなどでは「社会教育学」の重要な課題とされている¹³⁾。そして、海外の実践や制度にも学び、関係者が意見交換をしながら、青年支援の新しいパラダイムづくりが行われている。そこでは、青年支援の「場」は、学校でもなく福祉の支援でもない「第三の領域」であることが必要であり、ユニバーサル支援とターゲット支援を組み合わせた専門家の丁寧なかかわりが必要であると提起されている¹⁴⁾。

このような青年支援を機能させるためには、高校と連携して不安定な状態で卒業していく生徒をフォローすることが必要である。しかし、個人情報などがどこかに集積され管理されるのは問題であり、学校から他の機関に個人情報を流してはいけない。このような中で、最近いくつかの学校で設置されている「校内居場所カフェ」は有効である¹⁵⁾。在学中にこのような場で、支援者とかかわり、悩みを打ち明けたり、相談をしたりする経験をすることで、卒業後に問題を抱えた時に、地域で活動している青年支援の場に自らつながる可能性が高くなる。このように、校内カフェを開設している高校と青年支援の活動を行っているNPOなどが連携することで、不安定な状態で高校を卒業していく青年が救われるのではないかと考える。

(3) 知的障害のある人の在学期間の延長

特別支援学校高等部を卒業した後、就学の機会がほとんどない知的障害のある人のことも考えられなければならない。知的障害の人を念頭において、これまで障害者青年学級が社会教育の事業としてつくられてきたものの、「学校」というかたちで継続的に学ぶ機会がなかった。また、障害のある人にも大学での教育を経験してもらうために、いくつかの大学でオープンカレッジを開設してきたが、これも年間を通して大学で学べるというものではない。

そのような知的障害のある人たちが、18歳以降も「学校」というかたちで4年間学べる機会をつくるために、NPO法人「学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会」によって、見晴台学園大学が2013年に開設された。ここでは、今日の障害児教育の考え方を批判的にとらえて、知的障害のある人にも大学教育を提供して在学期間を延長し、「訓練主義的」なキャリア教育ではない学びの豊かさが追求されている。そしてまた、障害のある人を追い立ててきた「早期自立＝早期就労論」を突破し、最終的な目標として、差別的な障害者観から脱皮して「科学的・民主的な障がい者＝人間観」の確立がめざされている¹⁶⁾。

一方、特別支援学校に「専攻科」を設置したり、厚生労働省の「自立訓練（生活訓練）事業」の枠内で学習や文化活動に取り組むことで、在学期間の延長をはかる動きがある。

「専攻科」とは、学校教育法で高校や大学の通常の課程に加えて、資格取得などのために設置される課程として認められているものである。一般的にはあまり知られていないこの制度を使って、障害のある人の18歳以降の学びの場づくりをめざしてきたのが、2004年に発足した「全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会」（全専研）である。専攻科は学校に設置されるものなので、特別支援学校高等部や専修学校に設置され、NPOによって法定外

で設置された学校にも設置されている。しかし、この仕組みを「自立訓練（生活訓練）事業」として取り組みたいという要望が出され、厚生労働省も就労移行支援事業所で、学習や文化活動にじっくりと取り組むことを認めることになった。そこでは、訓練を重視して就労に追い込むのではなく、学習や文化活動を通して、自分の要求を大切にしながら、仲間とともに育ちあうことがめざされている¹⁷⁾。

障害者青年学級やオープンカレッジに加えて、このような障害のある青年のための大学づくりや専攻科設置の力が集まって、2016年に「全国障がい者生涯学習支援研究会」が発足して、研究会と冊子の発行を行ってきている。また、文部科学省も障害者差別解消法の制定や障害者権利条約の批准という状況の中で、「学校卒業後における障害者の学び促進に関する有識者会議」を設置して、2018年から「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の委託をはじめた。そこでは、「学校から社会への移行期の学び」が第一の視点とされており、第二の視点として「各ライフステージにおいて求められる学び」が掲げられている¹⁸⁾。

このような文部科学省の委託事業は、大学や自治体、NPO、企業などが受託し、「学校から社会への移行期の学び」に取り組むものもあれば、「各ライフステージにおいて求められる学び」に取り組むものもある。その中で、神戸大学では、知的障害のある青年に大学教育を提供するための糸口として、聴講生制度を活用し、一般の大学生がメンターとして活動する仕組みをつくっている¹⁹⁾。

（４）障害のある子どもの生涯学習の体験

国連が定めた障害者権利条約では、第24条で、初等教育や中等教育だけでなく高等教育や職業訓練、成人教育、生涯学習で学ぶことができるようにすることが謳われている。また、現行の教育基本法では、第3条で「生涯学習の理念」が明記され、第4条第2項で「教育の機会均等」は障害のある人にも及ぶことが示されている。しかし、障害のある人の学校外および卒業後の学習・文化・スポーツ活動は、まだ盛んとはいえない。その原因は、社会教育の施設や団体にもあると思われるが、学校教育において、学校外および卒業後の学習・文化・スポーツ活動について知る機会がないことも大きな原因であると思われる。

障害のある人たちが生涯学習を知るためには、特別支援学校において地域で行われている生涯学習の活動に参加することを推奨することが必要である。このことを意識して、文部科学省から実践研究の指定を受けた愛知県春日井市では、「障害者の生涯学習実践研究講座」を開設して、障害のある人の生涯学習を実践する人材養成をめざすとともに、市内のサッカークラブとバドミントンサークルが障害のある子どものための講座を開催した。そこには特別支援学校に通う生徒も参加して、学校以外にもスポーツができる機会があることを体験的に学ぶことになった。実践報告会で、この活動に参加した子どもはサッカーやバドミントンができた楽しかったという感想を述べたが²⁰⁾、このような体験を通して、特別支援学校を卒業した後に、地域の中でスポーツ活動に参加できるようになることが期待される。

（５）大学・専門学校への進学を促進する生活保護制度の改正

「学校から社会への移行期」の重要な教育機関である大学や専門学校に家庭が貧困であ

るために進学できない青年も多い。貧困家庭を救済する生活保護制度には「劣等処遇の原則」が働き、生活保護を受給していない世帯よりも高いレベルの生活をしてはならないことになっている。そのため、かつては高校進学において、進学した子どもを「世帯分離」することを行ってきた。進学する子どもを生活保護の世帯から切り離すことで、劣等処遇の原則との整合性をとってきたのである。

今日では、高校進学では「世帯分離」をする必要はなくなったが、大学や専門学校に通う場合には、世帯分離をした上で何らかの奨学金を受給しなければならない。奨学金を受給せずに大学や専門学校に通えるのであれば、世帯を共にして家計を支えることが求められるのである。

このように、世帯分離によって大学や専門学校に進学できるものの、その子どもが切り離されたことで、家族に支給されてきた生活保護費が減額され、大学に進学した子どもは生活費や医療費を自分で賄わなければならない²¹⁾。その上、受給した奨学金は多くの場合返還しなければならない。奨学金が給付でなく貸与であるために、奨学金の申請をためらう学生が多いことが問題になっているが、生活保護世帯で育った学生は、その上に家族の生活保護費が減額されるという問題も抱えることになる。また、そのような困難を乗り越えて大学や専門学校を卒業しても、社会人として収入を得るようになると、親から経済的な支援を求められることがあるかもしれないし、行政から生活保護の「補足性の原則」を厳しく適用されると、扶養義務を負う者として経済的に支援することを求められるということも考えられる。

このような生活保護制度が影を落としている子ども・青年の進学問題について、高校と大学の関係者および教育行政は、福祉行政に対して改善を求めていく必要がある。

(6) 障害のある大学生の学習支援とキャリア教育

今日、身体障害や発達障害をもった人が大学に進学することも増えており、障害者差別解消法が提起する「合理的配慮」が求められるようになってきている。このことで、入学試験において配慮がなされ、肢体不自由の学生のためにバリアフリー環境が整備され、視覚や聴覚に障害のある学生のために情報保障を行うことが課題となっている。

このような中で、日本社会事業大学では、聴覚に障害のある学生への情報保障のために、パソコンテイクのスタッフを養成し、聴覚障害のある学生が受講する授業に配置してきた。スタッフは同大学の学生もいるが、養成講座を受講した地域住民もいる。大学が用意した養成講座が住民の学習の場になり、そこで身につけた力で大学の教育を支えるという仕組みがつくられている。そしてさらに、同大学では、視覚障害のあるエンジニアや聴覚障害のある各方面の専門家との協議や授業実施を通して、セルフアドボカシープログラムを開発して実証実験を行っている²²⁾。

また、発達障害のある大学生の場合、学業成績がよくても就職活動でつまづくことが多い。このことを解決するためには、大学の支援者が障害の特性を理解することや個人の状況を把握することが必要だが、大学の中だけの支援には限界がある。ハローワークや若者サポートステーションなど社会の中にある就労支援組織と連携する必要があり、さらに言えば、インターンシップ先や就職先になるという点で、企業・事業所と連携することが必要である。

このような中で、滋賀県では、社会福祉法人しが夢翔会の中に設けられている大津市発達障害者支援センターがコーディネートして、県内の複数の大学、環びわ湖大学・地域コンソーシアム、滋賀県発達障害者支援センター、滋賀労働局、東近江圏域働き・暮らし応援センターが協議の場を設け、大学と地域の連携を深めることが取り組まれている²³⁾。

(7) 外国にルーツをもつ青年の自立支援

外国にルーツをもつ青年の「学校から社会への移行期」についても取り組む必要がある。外国にルーツをもつ子どもの場合、日本語の修得や学力の形成、そして義務教育でないために不就学になる状況を改善することが必要である。このような子どもたちが働くことになっていけば、低い年齢ではあるが「学校から社会への移行期」として支援する必要がある。また、子ども期の困難を乗り越えて高校に進学し卒業を迎えようとする場合にも支援が必要になる。

静岡県浜松市では、そのような問題意識から、外国にルーツをもつ生徒が多い県立の定時制高校である浜名高校と磐田南高校で、「外国にルーツを持つ高等学校在籍者へのキャリア支援研修」を行い、外国にルーツをもつ若者グループ（カラーズ）が将来を考えるための4回のワークショップを行っている。また、浜松大平台高校では、先輩外国人青年と企業の人事担当者を講師とした「外国にルーツを持つ高校生のための就職応援セミナー」が開催されている。そして、教育関係者と行政関係者、一般住民のために、浜松市外国人学習支援センターが「外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援を考える集い」を開催している²⁴⁾。

このような取り組みが、単に日本で就職するためのルールを知り、有効な方法を身につけるだけでなく、外国にルーツをもつ者として、自らのアイデンティティと誇りをしっかりともてるようなものになることが青年期の教育課題として据えられなければならない。

3 「学校から社会への移行期」の教育福祉を梃子にした学校改革

(1) 高校や大学と地域教育福祉の連携

貧困や障害、差別によって教育を受ける権利が十分に保障されていない問題は、奨学金制度の充実やスクールソーシャルワーカーの配置など、学校教育福祉の取り組みで解決できるものと、社会の中で取り組まれている地域教育福祉の取り組みと連携することで解決するものがある。「学校から社会への移行期」の課題は、学校教育福祉でも取り組まれる必要があるが、高校や大学が地域教育福祉と連携した取り組みも必要である。

このことにかかわって、本論でこれまで述べてきた実践上の課題を列記すると次のようなことがある。

- ・通信制高校や高校卒業程度認定試験などの学び直しの機会や若者支援に関する情報提供による中途退学者の支援
- ・養護教諭やスクールソーシャルワーカー、校内カフェと若者の居場所や就労支援を行っている団体が連携した不安定な状況の卒業生の支援
- ・生涯学習の機会としての大学開放や専攻科の柔軟な設置による知的障害のある人の在学期間の延長

- ・情報保障のスタッフ・ボランティアの養成と学校への配属による視覚障害・聴覚障害のある学生の学習支援
- ・大学の就労支援と若者支援団体やハローワークとの連携による発達障害のある学生の支援
- ・外国にルーツをもつ社会人との交流による外国にルーツをもつ青年が卒業するにあたっての支援

これらを実現させるためには生涯学習を所管している総合教育政策局が初等中等教育局および高等教育局と連携することが必要である。このことは「縦割り行政」の中で簡単なことではないかもしれないが、上記のような具体的な課題をめぐって協議することで連携が可能になるのではないだろうか。教育福祉の取り組みは文部科学省と厚生労働省との連携が必要だと言われるが、このように文部科学省の内部で連携して取り組むべき課題もある。そして、文部科学省内の連携が取れていて、学校教育につながるということが可能であれば、規模が大きな厚生労働省とも対等に協議できるのではないだろうか。

(2) 社会教育実践における教育福祉の拡大と学校教育へのアプローチ

教育福祉を梃子にした学校改革は、はじめから高校と大学と地域教育福祉が連携をめざす取り組みもあれば、まずは社会教育が教育福祉に積極的に取り組むことで、学校がそのことを視野に入れた取り組みをはじめるということもある。

たとえば、次のような教育福祉の実践が公民館や図書館、博物館、スポーツセンターなどで取り組むことが考えられる。

- ・特別な支援を必要とする子どものための講座やクラブを社会教育施設で開設することによる学校外および卒業後の学習・文化・スポーツ活動の促進
- ・社会教育施設で行われているサークル活動での特別な支援を必要とする人の受け入れの促進
- ・社会教育施設で活動している人たちによる障害のある人や外国にルーツのある人の学びの場へのゲスト講師活動の促進
- ・社会教育施設で発達障害や障害と判定されにくい人、またその家族の交流の機会をつくることから当事者組織への展開
- ・パラスポーツを通じた特別な支援を必要とする人の社会参加の促進と特別な支援を必要としない人との交流の促進
- ・社会教育施設で開設された自主夜間中学を分校と位置づけることによる夜間中学への通学の促進

これらのことは、社会教育施設での教育福祉にかかわる実践であるが、このことによって、学校が特別な支援を必要とする子ども・青年の教育を地域教育福祉とかかわらせて展開するようになる可能性が高まる。また、その過程で、特別な支援を必要とする人が学校にいる時から生涯学習という考えと仕組みがあることを学ぶことになる。そのことで、特別な支援を必要とする子ども・青年が卒業後の学習・文化・スポーツ活動のイメージをも

てるようになり、それが生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の芽を育むことにつながる。

(3) 豊かな「学校から社会への移行期」をすべての子ども・青年に

貧困や障害、差別などが原因で困難をかかえている人は、高校を卒業する時に社会への移行の準備が整っていなかったり、社会に出てもつまづいたりするため、支援を得ながらやり直すことができる仕組みが必要である。そのために、学校と社会の双方から見守られることが必要であり、在学期間を延長することや大学・専門学校に進学した場合も支援が必要である。また、学校時代に体験的に生涯学習について知ることも大切である。

ここで忘れてはならないことは、「学校から社会への移行期」の学びが働けるようになることや福祉や社会保障のサービスを使わなくてよくなるために行われているわけではないということである。困難をかかえている人もそうでない人と同様に学習する権利を保障され、幸福を追求する権利があるということである。その意味では、「学校から社会への移行期」の学びは自立や就労に追い立てるものではなく、その時期を豊かに生きるためのものでなければならない。

そして今日、「学校から社会への移行期」を個人主義や競争主義に席卷されて、豊かに生きられない青年が増えている。その意味では、「学校から社会への移行期」を豊かにできる教育システムをつくることは、明らかな困難を抱えている人たちだけの課題ではなくなってきている。むしろ、困難をかかえている人のための取り組みが、多くの青年を支え励ます実践の糸口になっている。「学校から社会への移行期」における教育福祉は、特別な支援を必要とする子ども・青年だけでなく、すべての子ども・青年にとって必要な学校改革の視点となっている。

注

- 1) 小川利夫「教育福祉」青木一・大槻健・小川利夫・柿沼肇・斎藤浩志・鈴木秀一・山住正巳編『現代教育学事典』労働旬報社、1988年。
- 2) 小川利夫『教育福祉の基本問題』勁草書房、1985年。
- 3) 小川利夫・高沢武司編著『集団就職—その追跡研究—』明治図書、1967年。小川利夫・村岡末広・長谷川真人・高橋正教編著『ぼくたちの15歳—養護施設児童の高校進学問題—』ミネルヴァ書房、1983年。
- 4) 辻浩『住民参加型福祉と生涯学習—福祉のまちづくりへの主体形成を求めて—』ミネルヴァ書房、2003年。
- 5) 辻浩『現代教育福祉論—子ども・若者の自立支援と地域づくり—』ミネルヴァ書房、2017年。
- 6) 田中良三・藤井克徳・藤本文朗編著『障がい者が学び続けるということ—生涯学習を権利として—』新日本出版社、2016年。田中良三・大竹みちよ・平子輝美／法定外 見晴台学園大学編著『障がい青年の大学を拓く—インクルーシブな学びの創造—』クリエイツかもがわ、2016年。田中良三・國本真吾・小畑耕作・安達俊昭／全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会編著『障がい青年の学校から社会への移行期の学び—学校・福祉事業型専攻科ガイドブッカー—』クリエイツかもがわ、2021年。

- 7) 辻 前掲『現代教育福祉論—子ども・若者の自立支援と地域づくり—』。
- 8) 青砥恭「『高校中退』から『セカンドチャンス』へ」青砥恭・さいたまユースサポートネット編『若者の貧困・居場所・セカンドチャンス』太郎次郎社エディタス、2015年。
- 9) 法学書院編集部『高認（高校卒業程度認定）試験のすべてがわかる本』法学書院、2006年。
- 10) 内田康弘「通信制高校・サポート校の現状と課題」『月刊高校教育』2015年9月。
- 11) 添田祥史「成人基礎教育と学びあう関係づくり」辻浩・片岡了『自治の力を育む社会教育計画—一人が育ち、地域が変わるために—』国土社、2014年。
- 12) 乾彰夫編『高卒5年どう生き、これからどう生きるのか—若者たちが今＜大人になる＞とは—』大月書店、2013年。
- 13) 生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹『青少年育成・援助と教育—ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ—』有信堂、2011年。
- 14) 生田周二『子ども・若者支援のパラダイムデザイン—“第三の領域”と専門性の構築に向けて—』かもがわ出版、2021年。
- 15) 居場所カフェ立ち上げプロジェクト編著『学校にカフェをつくろう！—生きづらさを抱える高校生への寄り添い型支援—』明石書店、2019年。
- 16) 田中良三「見晴台学園大学がめざすもの」田中良三・大竹みちよ・平子輝美／法定外 見晴台学園大学編著 前掲書。
- 17) 田中良三・國本真吾・小畑耕作・安達俊昭／全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会編著『障がい青年の学校から社会への移行期の学び—学校・福祉事業型専攻科ガイドブック—』クリエイツかもがわ、2021年。
- 18) 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議『障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—』2019年。
- 19) 神戸大学大学院人間発達環境学研究所『神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム—知的障害青年のための大学教育創造—（2019年度文部科学省委託事業「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」）』2020年。
- 20) 伊藤貴治「春日井市ドリームサッカーフェスティバル」、安藤志津子「初めてのバドミントン教室を開催して」NPO法人春日井子どもサポート KIDS COLOR・春日井市・春日井市教育委員会・文部科学省『地域における障害者の生涯学習推進コンファレンス in 東海・北陸（令和3年度文部科学省「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」事業）』2022年。
- 21) 三宅雄大「生活保護制度における高等学校等・大学等就学の『条件』に関する研究—『生活保護制度の実施要領』の分析を通して—』『社会福祉学』第55巻第4号、2015年。
- 22) 日本社会事業大学『当事者に学ぶ視覚・聴覚障害者のセルフアドボカシープログラム（2019年度文部科学省委託事業「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」）』2020年。
- 23) 社会福祉法人しが夢翔会『大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業（令和2年度厚生労働省発達障害児者地域生活支援モデル事業）』2021年。
- 24) 浜松市『外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業（自治体国際化協会助成事業）報告書』2017年。